

## 経営協議会

○:議長・委員長等(その委員会等の長)、□:副部門長、副本部長等

	所 属	職 名	氏 名	任 期 (始)	任 期 (終)	備考
○		学長	塩田 浩平	(職務上)		1号
		理事	山田 尚登	(職務上)		2号
		理事	松末 吉隆	(職務上)		2号
		理事	小笠原 一誠	(職務上)		2号
		理事	山木 宏明	(職務上)		2号
	放射線医学講座	(医学科長) 教授	村田 喜代史	H28.4.1	H30.3.31	3号
	臨床看護学講座	(看護学科長) 教授	桑田 弘美	H28.4.1	H30.3.31	3号
	滋賀県副知事		池永 肇恵	H28.4.1	H30.3.31	4号
	滋賀大学長		位田 隆一	H28.4.1	H30.3.31	4号
	元滋賀県薬剤師会長		川端 和子	H28.4.1	H30.3.31	4号
	前文部科学省スポーツ・青少年局長		久保 公人	H28.4.1	H30.3.31	4号
	前三重大学理事・副学長		滝 和郎	H28.4.1	H30.3.31	4号
	元オムロン株式会社・副社長		平井 紀夫	H28.4.1	H30.3.31	4号
	公立甲賀病院副院長 湖医会会長		渡邊 一良	H28.4.1	H30.3.31	4号

(備考) 第4号の委員は、五十音順

第3条 経営協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
  - (2) 理事
  - (3) 学長が指名する職員
  - (4) 教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命する学外有識者
- 2 経営協議会の委員の過半数は、前項第4号に掲げる委員でなければならない。
- 3 第1項第3号及び第4号の委員は、学長が委嘱し、その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。